

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石岡市指定 第0870500378号)

1. 事業所の概要

- (1)事業の目的 介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (2)事業所の名称 社会福祉法人^{めぐみ}愛の会 居宅介護支援事業所「ハート24」石岡事業所
平成14年11月27日指定
- (3)所在地・電話 茨城県石岡市府中一丁目3番10号 0299-35-5603
- (4)管理者 桑原 七生
- (5)運営方針 当事業所は、介護保険法の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう支援します。他機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 石岡市・小美玉市・笠間市
- (2)営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
(12月31日～1月2日を除く、緊急時は連絡可能)

3. 職員の体制 (2024年 6月1日現在)

職 種	常 勤	指定基準
1. 管 理 者	1 名	1 名
2. 主任介護支援専門員	1 名	1 名
3. 介護支援専門員	2 名	2 名

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1)サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2)介護支援専門員の交替
- ・事業所の都合により、介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
 - ・利用者の都合により、選任された介護支援専門員の交替を希望する場合、業務上不適切と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。

- (3) 介護支援専門員は、常に身分証明書を携行します。求めに応じ提示します。
- (4) 利用者の状態把握のため、少なくともひと月に1回は訪問します。
- (5) 利用者が居宅において日常生活が困難となり、介護保険施設等への入所を希望される場合には、施設紹介の支援をします。
- (6) 要介護認定の更新及び状態変化に伴う区分変更の申請を、円滑に行えるよう援助し、希望される場合は代行申請をします。
- (7) 高齢者虐待防止に基づき、利用者の権利擁護に努めます。
- (8) 利用者が入院された時は、担当の介護支援専門員の氏名や事業所名を、医療機関にお伝えください。入院治療に必要な情報を提供し、退院後、円滑に在宅生活に戻れるよう、医師や薬剤師、サービス事業者等と連携し、必要なサービスの調整をします。

5. 苦情の受付

- (1) 事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 桑原 七生

電話 0299-35-5603

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

- (2) その他の苦情受付機関

- 国民健康保険団体連合会 029-301-1565
- 茨城県運営適正化委員会（茨城県社協） 029-305-7193
- 石岡市福祉部介護保険課 0299-23-1111
- 小美玉市介護福祉課介護保険係 0299-48-1111
- 笠間市高齢福祉課介護グループ 0296-77-1101

6. 利用料金及び居宅介護支援費

- * 利用者が負担する利用料金は、原則ありません。別途料金表をご参照ください。
- 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- * 当事業所は、R4 年 11 月より、特定事業所加算Ⅲを算定しています。
- * R6 年 4 月 1 日 R6 年度介護報酬改定

7. その他

- * R6 年 6 月 1 日 事業所の住所移転